

質問第一一五号

鳩山総理の政治資金の把握に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十二月四日

森 まさこ

参議院議長 江田 五月 殿



## 鳩山総理の政治資金の把握に関する質問主意書

鳩山総理は自身の資金管理団体「友愛政経懇話会」の収支報告書において、寄附及びパーティー収入の記載が真実と異なっていたという問題に関する答弁の中で、「弁護士とともに、収支報告書を見たところ、支出に不正が無かったので、収入についての不正が見つけれなかった」、「弁護士からの報告書にあるとおりである」旨発言し、疑惑が発覚するまでは自身を中心とする金の流れを十分には把握していなかったかのような態度をとっている。

しかし、鳩山総理はかねてより「クリーンな政治」、「お金のかからない政治」を標榜してきている。この理念を実践するためには、国会議員一人一人が、自分自身とその政治活動をめぐるお金の流れを掌握していることが出発点であることは自明である。鳩山総理もこの理念の旗手として、そして、政府・与党の範たる政治家として自身にまつわる金の流れには当然通じているはずである。鳩山総理は自身の政治資金報告書を政治生活の中で一度も見ることがなかったのか。だれが寄附してくれているのか秘書に一度も聞いていないのか。

「クリーンな政治」、「お金のかからない政治」は、自身の政治資金報告書を一度も見ないで達成できる

のか否か、国民に納得のいくような見解を示されたい。

右質問する。